

警察犬の運用要領について（例規）

最終改正 令和5.7.13 例規刑企第21号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

犯罪捜査等において警察犬の効果的な運用を図るために、必要な事項を定めたものです。

その内容は、

- 直轄警察犬
- 嘱託警察犬
- 警察犬の出動

等です。